

農地法第5条許可

【知事許可】(4ha 以下) 許可申請書<様式第19号>2部(申請書には必ず連絡が取れる者の連絡先を記入)・添付書類^{正副}2部譲渡人と譲受人が連署で申請します。

【確認事項】

- ・譲渡人の農地所有年数は^{原則3年以上}(相続を除く)・申請地は農用地区域から除外されていること
- ・譲渡人・譲受人が所有する全ての農地に遊休放棄地または違反転用がないこと
- ・申請地は貸借・納税猶予の設定がないこと

【添付書類】

・内容の審査・資格・転用の適切性の確認に必要ですので、**■**は必ず提出時に添付してください。は条件に応じて必要。なお、追加提出等により受付が遅れる、受付ができない、また最悪の場合不許可になる恐れがありますのでご注意ください。

■登記全部事項証明書(原本)

権利部甲区の権利者が死亡の場合・相続人全員の同意及び被相続人の出生から死亡までの戸除・原戸籍謄本(原本)及び相続関係図 住所が相違の場合・住民票抄本(原本)氏名が相違の場合・戸籍抄本(原本)登記事項要約書(原本)・申請地と併せて使用する土地がある場合

■法務局備え付け公図(原本) 筆界未定・閉鎖された地図に準ずる図面の写し(原本)

■現況写真・申請地ならびに事業所・現在の資材置場・駐車場等を明示した写真

■事業計画書(様式21号)資材置場は(様式21号の2)

■造成計画断面図及び建物平面図

■土地利用計画図・給水・排水計画線(雨水排水)・駐車場は駐車区画・太陽光は電柱、電線、太陽光パネル、パワコン・発電所の看板等の設置位置記載

■資金証明書(原本)・残高証明書・融資証明書は転用者本人名義(本人でない場合は造成・建築使用承諾書(原本)・資金使用承諾書(融資者の印入りの原本)が必要)

被害防除計画書・隣接土地所有者からの要望がある、または資材置場の場合

開発行為許可申請書(写し)・宅地や倉庫等、建物を建築する場合必要

承認書(写し)・道路工事が必要な場合、道路管理者徳島県東部県土整備局長の承認

放流同意書(原本)・建物の場合(土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書)

■土地改良区意見書(原本)・土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書

土地改良施設他目的使用契約書(写し)・宅地出入橋・床版をする場合

法人登記履歴事項全部証明書(原本)または定款(原本証明) 予算書(原本証明)・地方自治体

■位置図・申請地ならびに事業所・現在の資材置場・駐車場等を明示した住宅地図

契約書(賃貸借・使用貸借・売買)・土地利用承諾書

各種免許状(写し)・資格が必要な転用(美容師・理容師・薬剤師・宅地建物取引業者等)

耕作証明書・農家住宅(転用面積を除く10a 以上必要) 始末書・追認の場合

都市計画法適合証明書・農家住宅の場合

県生活環境保全条例に基づく埋立許可申請(写し)・面積3,000 m²以上で開発を伴う転用の場合

求積図・土地の一部を転用する、または筆界未定の場合必要

委任状・譲渡人・譲受人以外の者が書類を提出される場合(必ず連絡が取れる者)

【再生可能エネルギー発電施設の場合必要】

四国経済産業局設備認定通知書 四国電力受給契約申込書(写) 発電設備のパフレット

【営農型発電施設の場合は上記に加えて必要】

- 農地法第3条許可地上権設定許可証 □営農型発電設備の設置図面 □下部農地の営農計画書
- 営農型発電設備の設置による下部農地への営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ
(試験研究機関による調査結果等)、必要な知見を有する者(普及指導員、試験研究機関等)の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例
- 農業経営改善計画認定書・営農型発電設備下部農地で認定農業者が営農を行い10年間の一時転用をする場合

【再生可能エネルギー発電施設の転用申請する場合の注意点】

四国経済産業局設備認定通知書の名義と転用者が相違する場合は変更認定通知書を添付していただきます。ただし、会社名義で代表者の氏名が変わるなど軽微な変更の場合は変更申請したことがわかる書類の写しの添付が必要となります。

設備認定通知書の太陽光パネルのメーカー及びパネル品番と同時に添付する設備パンフレットのメーカー及び品番が相違する場合は差し替えをお願いします。

土地利用計画図にはフェンスの高さ、設備の最低地上高及び最大地上高の記載。

雑草が繁茂することによる周囲の苦情等が考えられますので転用後の雑草の適切な処理、土地の管理をお願いします。

【申請受付後の注意事項】

農地法第5条の規定による許可申請をされた場合は締め切り日から農業委員会総会開催日までに必ず地区を担当する農業委員から連絡をさせていただきます。(必ず連絡が取れる者の連絡先を申請書または、委任状へ記入。)その際、譲渡人と譲受人には地区農業委員と共に農地の現状や当該地を転用して周辺農地等に影響が出るかどうか、また譲受人の転用後の管理等を聞き取り、総会で審議するため立会いをさせていただきます。

譲渡人と譲受人の立会いができない場合は現地立会を含む全権委任する内容を含んだ委任状を提出していただければ代理人でも立会いしていただけます。

しかし、代理人の選定には転用内容説明や農業委員からの指摘・要望に対して事業内容に反映することのできる人が代理してください。

申請書類を預かれば事務局で書類を審査します。書類上問題が無くとも、地区農業委員との立会拒否ならびに音信不通または立会時の発言する内容によっては総会での審議により保留及び不許可となる恐れもございます。

【許可後の注意事項】

- ① 許可後、事業計画内容のとおり転用を行うこと。
- ② 転用工事完了後、必ず工事完了証明願を提出すること。転用工事が申請よりかなりの期間遅延する場合は工事進捗状況報告書を提出し、遅れている理由を報告すること。
- ③ 事業計画内容と違う転用工事をする場合は必ず事業計画変更申請を行うこと。変更申請を行わずに転用を行うと違反転用事案となります。違反転用を行うと現状回復命令の措置・許可の取消処分となりうる場合がございます。